



北広保険第 349 号
平成 29 年 12 月 1 日

北広島市国民健康保険運営協議会
会長 川島光行様

北広島市長 上野正



北広島市国民健康保険税の改定について（諮問）

北広島市国民健康保険運営協議会規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、
下記の事項についてご審議いただきたく諮問いたします。

記

1 諮問事項 北広島市国民健康保険税の改定について

2 改定の趣旨

国民健康保険は、負担の公平化と財政運営の安定化を図り持続可能な医療保険制度を構築するため、平成 30 年度から都道府県単位で運営することとなります。このことに伴い、国民健康保険税の改定が必要となることから、審議をお願いいたします。

3 改定内容（改定案）

（1）基礎分

所得割税率を 7.20% から 7.45% に改定する
均等割税額を 21,000 円から 21,800 円に改定する
平等割税額を 24,000 円から 24,900 円に改定する

（2）後期高齢者支援金等分

所得割税率を 2.30% から 2.37% に改定する
均等割税額を 6,000 円から 6,200 円に改定する
平等割税額を 8,000 円から 8,300 円に改定する

（3）介護納付金分

所得割税率を 2.40% から 2.31% に改定する
均等割税額を 9,100 円から 8,800 円に改定する
平等割税額を 4,800 円から 4,600 円に改定する